## 『都市間定額タクシー』運賃の適用方法

- 1. 定額運賃は、完全予約制によりお客様と営業所(大正交通本社)との電話予約か WEB 予約をもって適用 とし、運転者とお客様との運送契約は認められません。
- 2. 定額運賃は、定められたエリアのみ適用とし、その定額運賃は運賃表の表示額といたします。
- 3. 定額運賃は、当社規定エリアを発着とする運送区間のみ適用とし、定められた運賃を降車時に収受いたします。

(WEBによる事前クレジット決済をされたお客様は除く)

- 4. お客様のご都合により運送を中断する場合、又は定額運賃の定められた目的地以外への変更、若しくは、お客様の都合により予定した運送経路以外を経由した運送に変更するような場合、当該経路が本認可による定額運賃の目的地と大きくかけ離れる場合の運賃の収受は通常の運賃メーター器の表示額となります。
- 5. 定額運賃を適用とする場合は、定額エリア内におけるお客様の乗降場所は原則 1 箇所となります。ただし、目的地への経路から大きくかけ離れないと認められる場合のエリア内における乗降については認められる場合もあります。

複数箇所の乗降につきましては、事前予約の際をもって判断させていただきます。

- 6. 定額運賃を適用する車は、お客様定員 4 名の小型車、9 名の特定大型車のみとなります。
- 7. 身体障害者割引は、身体障害者福祉法に基づく身体障害者手帳の交付を受けている方で、当該手帳を提示した時に適用いたします。
- 8. 知的障害者割引は、都道府県知事(政令指定都市にあっては、市長)の発行する知的障害者の療育手帳の交付を受けている方で、当該手帳を提示した時に適用いたします。
- 9. 身体障害者割引、知的障害者割引は、重複して適用できません。
- 10. 有料道路利用料、駐車料、その他特別な負担を求められた場合は、お客様の負担となります。
- 11. 都市間定額運賃の運用開始は、平成28年10月17日からとなります。

以上